

地方独立行政法人名張市立病院職員の給与に関する規程

(趣旨等)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）の職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第27条の規定に基づき、職員就業規則第3条第1項に規定する職員（次項を除き、以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定める。

2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年名張市条例第1号）第2条第1項の規定その他の規定に基づき、名張市から法人に派遣される職員の就業に関する事項については、名張市と法人とで締結される名張市職員の法人への派遣に関する協定書において規定されることを除き、この規程を適用する。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

2 給料は、給料月額とする。

3 諸手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当及び職員紹介手当とする。

(給料の支給方法等)

第4条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとする。

2 給料は、毎月21日（21日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日より前において、その日に最も近い日で当該休日又は日曜日若しくは土曜日でない日）に支払う。

3 理事長は、災害その他特別の事情により必要を認める場合には、前項に規定する支給日を変更することができる。

第5条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（地方独立行政法人名張市立病院職員の勤務時

間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第7条第1項若しくは第2項又は第8条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。）（夜勤専従職員（勤務時間等規程第2条第1項に規定する夜勤専従職員をいう。以下同じ。）にあつては、勤務時間等規程第7条第4項に規定する休日）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

5 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、前項に規定する日割計算によって支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 育児休業（地方独立行政法人名張市立病院職員の育児休業、介護休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第3条第1号に規定する育児休業をいう。以下同じ。）を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 出向の終了により職務に復帰し、給与の支給をする場合
- (4) 配偶者同行休業（勤務時間等規程第26条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
- (5) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

6 休職にされ、育児休業をし、配偶者同行休業をし、若しくは停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、若しくは職務に復帰した場合、又は出向をしている職員が、給料の支給日後に職務に復帰し、当該職員に理事長が給与の支給をする場合は、その給与期間中の給料をその際支給する。

（給与の支払）

第6条 職員の給与は、通貨で直接本人にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条第1項の規定による労使協定により、給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与から控除する。

2 前項の規定にかかわらず、職員から書面による申出があつた場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（非常時払）

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する非常の場合の費用に充てるために、当該職員から請求があつたときは、第4条の規定にかかわらず、給料の支給日前であっても、当該請求の日までの給料を第5条第4項に規定する日割計算により、その際支給する。

- (1) 当該職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 当該職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合

(3) 当該職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合

(4) 前3号に掲げる場合に準ずる非常の場合として、理事長が特に必要と認める場合
(給料の適用範囲)

第8条 職員には、所定の労働時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 給料は、給料表に定める職務の級及び号級に対応する給料月額により支給する。

3 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるものとする。

(1) 事務職給料表(別表第1)

(2) 医療職給料表(別表第2)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

4 第2項の規定にかかわらず、日勤専従職員(地方独立行政法人名張市立病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第4条第1項に規定する日勤専従職員をいう。)の給料月額は、第2項の規定による給料月額の100分の85に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

5 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3のとおりとする。ただし、特別な事情による場合は、その職務の内容を異にして、上位の職務の級又は下位の職務の級に対応する職務の内容をもって充てることができる。

(初任給等)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号級は、地方独立行政法人名張市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。)に定めるところにより決定する。

2 職員が一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号級は、初任給等規程に定めるところにより決定する。

(昇格及び降格)

第10条 職員の昇格及び降格は、初任給等規程に定めるところにより決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号級は、初任給等規程に定めるところにより決定する。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、次条第1項で定める日に、同日前において同条第2項で定める

日以前1年間に於けるその者の勤務成績に於じて行ふものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行ふ日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第39条又は第40条の規定による懲戒処分を受けたこと、嚴重注意その他の矯正措置の対象となる事実（勤務成績に及ぼす影響の程度が輕微であるものを除く。）に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号級数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号級数を4号給（次に掲げる職員に於ては、3号給）とすることを標準として、初任給等規程に定める基準に従い決定するものとする。

- （1）事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
- （2）医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの
- （3）医療職給料表（2）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの
- （4）医療職給料表（3）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

3 55歳（医療職給料表（1）の適用を受ける職員に於ては、57歳）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間に於けるその者の勤務成績が良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行ふものとし、昇給させる場合の昇給の号級数は、勤務成績に於じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級に於ける最高の号給を超えて行ふことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（昇給日及び評価終了日）

第12条 前条第1項に規定する昇給の日（次項において「昇給日」という。）は、毎年1月1日とする。

2 前条第1項に規定する昇給日前において定める日は、昇給日前1年間に於ける9月30日とする。

（扶養手当）

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に對して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- （1）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- （2）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- （3）60歳以上の父母及び祖父母
- （4）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（次条第2項第3号において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養の届出)

第14条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項の規定による届出を要しない。

- (1) 扶養手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合
- (2) 扶養親族である子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち、特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(扶養手当の支給方法等)

第15条 扶養手当の支給は、職員が新たに第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

3 扶養手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

(地域手当)

第16条 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の4（名張市以外の地域に在勤する職員にあっては、名張市の職員に支給される地域手当の例による支給割合）を乗じて得た額とする。

2 医療職給料表（1）の適用を受ける職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、前項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額の地域手当を支給する。

3 地域手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（次のア又はイに掲げる職員を除く。）

ア 法人から貸与された職員宿舍（以下「職員宿舍」という。）に居住している職員

イ 職員の扶養親族たる者（第13条に規定する扶養親族で第14条の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、若しくは借り受け、居住している住宅その他これらに準ずると認められる住宅の全部又は一部を借り受けて、その住宅に居住している職員

(2) 第23条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舍又は前号イに規定する住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があるとして理事長が認めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(住居の届出)

第18条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。なお、住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(住居手当の支給方法等)

第19条 住居手当の支給は、職員が新たに第17条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

- 3 前2項に定めるもののほか、住居手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤する

ものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額であつて、次に定めるところにより算定する額(以下「運賃等相当額」という。)

ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等である場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

(ア) (イ) に掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券の価額

(イ) 使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に支給単位期間の月数を乗じて得た額(以下「6月超定期券支給基本額」という。)。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6月超定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間については、当該定期券の価額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6月超定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とすること。

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等である場合にあつては、当該回数乗車券等の通勤21回分(夜勤専従職員その他の職員にあつては、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数(その数に1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)の分)の運賃等の額とすること。

ウ 第8項の正当な事由がある場合には、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、ア又はイによる額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とすること。

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- ア 通勤距離が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- エ 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万円
- オ 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万2,900円
- カ 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円
- キ 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円
- ク 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円
- ケ 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円
- コ 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円
- サ 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円
- シ 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円
- ス 通勤距離が片道60キロメートル以上である職員 3万1,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- ア 前項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第1号及び前号に定める額
- イ 前項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が前号に定める額以上である職員（アに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ウ 前項第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 前号に定める額

3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員（通勤時間、通勤距離又は利用する交通機関等の数が増加することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものに限る。）のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額であって、前項第1号の規定に準じて算定する額（以下「特別料金等相当額」という。）

（2）前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人、法人以外の地方独立行政法人の職員その他これらに準ずるものとして理事長が認める者（以下「職員以外の法人職員等」という。）であった者から、引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があるとして理事長が認める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 1月当たりの運賃等相当額等、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 この条及び第22条において「支給単位期間」とは、次の各号に掲げる通勤の方法の区分に応じ、当該各号に定める期間をいう。

（1）自動車等による通勤の方法 1月

(2) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等による通勤の方法 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 使用する定期券の通用期間ごとにその通用期間に応じて、6月の整数倍の期間で当該定期券の通用期間の月数に満たない最大の月数を経過するまでは6月とし、当該最大の月数を経過した後は、通用期間の月数から当該最大の月数を減じて得た月数

(3) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1月

7 交通機関等（特別急行列車等を含む。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

8 前項の通勤の経路又は方法は、勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に及ぶためこれにより難しい場合等、正当な事由がある場合を除き、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。

（通勤の届出）

第21条 新たに前条第1項の職員（以下「通勤職員」という。）たる要件を具備するに至った職員は、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤職員が勤務箇所を異にして異動した場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

（通勤手当の支給方法等）

第22条 通勤手当の支給は、職員に新たに通勤職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が通勤職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、これらの日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、

その日の属する月) から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

- 3 通勤手当は、支給単位期間（1月当たりの運賃等相当額等（第20条第2項第3号ウに掲げる職員に係るものを除く。）、同項第2号に定める額（同項第3号イに掲げる職員に係るものを除く。）及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）が15万円を超える場合にあっては、当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位）に係る最初の月の給料の支給日（以下この項及び次項において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに前条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 4 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 5 通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員につき、次に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。
 - (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は通勤職員たる要件を欠くに至った場合
 - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
 - (3) 月の中途において休職若しくは停職にされ、育児休業をし、又は配偶者同行休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）
 - (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

(単身赴任手当)

第23条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他次に掲げるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもの（通勤距離が60キロメートル以上である場合又は通勤距離が60キロメートル未満である場合（通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から、通勤距離が60キロメートル以上である場合に相当する程度に通勤が困難であると認められる場合に限る。））のうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではな

い。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（これに準ずると認められる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

2 単身赴任手当の月額、3万円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居から配偶者の住居までの間の最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で次の各号に掲げる交通距離の区分に応じて当該各号に定める額を加算した額）とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 1万6,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 2万4,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 3万2,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 4万円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 4万6,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 5万2,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 5万8,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 6万4,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 7万円

3 職員以外の法人職員等であった者から、引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他第1項各号に掲げるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもの（通勤距離が60キロメートル以上である場合又は通勤距離が60キロメートル未満である場合（通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から、通勤距離が60キロメートル以上である場合に相当する程度に通勤が困難であると認められる場合に限る。）に限る。）のうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があるとして理事長が認める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支

給する。

(単身赴任の届出)

第24条 新たに前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

(単身赴任手当の支給方法等)

第25条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第23条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第23条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

3 前2項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

(特殊勤務手当)

第26条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の名称、対象となる勤務の内容、支給区分、支給額等は、次のとおりとする。

名称	対象となる勤務の内容	支給区分	支給額	備考
防疫等作業手当	1 感染症の疑いのある患者の救護又は感染菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理及び患者等の防疫に従事し	日額	500円	医療職給料表が適用される職員には適用しない。

	たとき。			
災害応急作業等手当	1 正規の勤務時間外に市の災害対策本部等の緊急の危機管理体制下で業務に従事したとき。	日額	500円	医療職給料表が適用される職員には適用しない。
	2 前項のときに、屋外で業務に従事したとき。	日額	500円	前項の額に加算する。
	3 市の区域外に派遣されて行う災害応急業務に従事したとき。 (1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 (2) 理事長が著しく危険であると認める区域で業務に従事した場合	日額	1,080円 (日没から日の出までの時間帯を含む時間帯において行うときは、1,620円) 2,160円	
夜間看護等業務手当	1 救急輪番日の救急業務として、夜間看護等業務(病院で深夜に看護、介護若しくは日常生活上の世話を行う業務(実務研修を含む。)又は救急救命処置等の患者対応に係る業務をいう。以下同じ。)に従事したとき。 4時間以上	日額	5,500円 (夜間看護等業務に従事した日数が1月において6日を超える場合	夜勤専従職員には適用しない。

	2時間以上4時間未満		にあつては、その超える日につき6, 250円) 5, 000円 (夜間看護等業務に従事した日数が1月において6日を超える場合にあっては、その超える日につき5, 750円)	
	2時間未満		3, 000円	
	2 夜間看護等業務に従事したとき (前項の場合を除く。)	日額		
	4時間以上		5, 000円 (夜間看護等業務に従事した日数が1月において6日を超える場合にあっては、その超える日につき5, 750円)	
	2時間以上4時間未満		4, 500円 (夜間看護等業務に従事した日数が1月において6日を超える場合	

	2時間未満		にあつては、 その超える日 につき5, 2 50円) 3, 000円	
認定看護師業 務手当	1 公益社団法人日本看護協会の 認定を受けた看護師が、当該認 定を受けた看護分野に係る業務 に従事したとき。	月額	3, 000円 (当該業務に 専ら従事した ときにあつて は、1万円)	
緊急呼出手当	1 正規の勤務時間外に、病院に 勤務する医師が、緊急対応のため呼出され、手術、検査等に従事 したとき。	1回	5, 000円	
	2 正規の勤務時間外に、医療職 給料表(2)及び(3)の適用を 受ける職員が、緊急対応のため 呼出され、手術、検査等に従事し たとき。	1回	3, 000円	
管理職員緊急 業務手当	1 医療職給料表の適用を受ける 管理職員が正規の勤務時間外に 緊急対応のため手術、検査等に従事したとき。	1回	5, 000円	
死体処理業務 手当	1 死体の処理に係る業務に従事 したとき。	1回	1, 200円	
解剖業務手当	1 解剖に係る業務に従事したと き。	1体	1, 600円	
放射線照射業 務手当	1 放射線を照射する業務に従事 したとき。	日額	300円	
病理検査業務 手当	1 病理検査業務に従事したと き。	日額	300円	
手術室業務手	1 看護師が手術室に勤務したと	日額	300円	

当	き。			
人工透析業務 手当	1 人工透析業務に従事及び看護師が人工透析室に勤務したとき。	日額	300円	
救急出動業務 手当	1 救急車で患者を他病院に搬送したとき。	1回	400円	
救急輪番業務 手当	1 医療職給料表（1）の適用を受ける管理職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回	12万円	
	2 医療職給料表（1）の適用を受ける管理職員が休日（週休日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、夜勤専従職員にあっては勤務時間等規程第7条第4項に規定する休日をいう。第28条、第30条及び第42条を除き、以下同じ。）である救急輪番日の8時30分から17時15分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回	7万円	
	3 医療職給料表（2）及び（3）の適用を受ける管理職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回	1万8,000円	
	4 医療職給料表（1）の適用を受ける職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回	8万5,000円	管理職員には適用しない。

	5 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が休日である救急輪番日の８時３０分から１７時１５分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	１回	４万円	管理職員には適用しない。
	6 医療職給料表（２）の適用を受ける職員が救急輪番日の１７時１５分から翌日の８時４５分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	１回	３，０００円	管理職員には適用しない。
救急輪番患者 診察手当	1 医療職給料表（１）の適用を受ける職員が救急輪番日に救急業務を命じられ、従事した際に患者を診察したとき。 診察した患者に入院を指示した場合 それ以外の場合	１回	6，０００円 （小児科の医師の場合にあっては、8，０００円） 4，０００円 （小児科の医師の場合にあっては、6，０００円）	
外来患者診察 手当	1 医師が外来において初診患者を診察したとき（救急輪番患者診察手当を受ける場合を除く。）。	１回	500円（小児発達支援外来の場合にあっては、2，500円）	
	2 医師が外来において再診患者を診察したとき（救急輪番患者診察手当を受ける場合を除く。）。	１回	300円（小児発達支援外来の場合にあっては、1，	

			800円)	
入院患者担当 手当	1 医師が入院患者を担当したとき。	担当患者 1人当たり の日額	600円（小 児科の医師の 場合にあつて は、1,500 円）	
手術業務手当	1 医師が手術に従事したとき。 学卒後6年以上の医師	1回	当該手術に係 る診療報酬の 額（1点の単 価を10円と し、診療報酬 の算定方法 （平成20年 厚生労働省告 示第59号） 別表第1に定 める点数を乗 じて得た額を いう。）に1 00分の5 （内視鏡に係 る手術の場合 にあつては、 100分の20） を乗じて得た 額を当該手術 に従事した医 師（学卒後6 年未満の医師 を除く。）の人 数で除して得た	

	学卒後3年以上6年未満の医師		額 1,000円	
麻酔業務手当	1 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が専ら麻酔業務に従事したとき。 全身麻酔 その他の麻酔	1回	1万5,000円 1万円	
訪問診療業務手当	1 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が患者の居宅において診療に従事したとき。	1回	2,000円	
画像診断業務手当	1 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。 学卒後6年以上の医師 コンピューター断層撮影(C T撮影) 磁気共鳴コンピューター断層撮影(MR I撮影) 学卒後5年以上6年未満の医師 学卒後4年以上5年未満の医師 学卒後3年以上4年未満の医師	1回 日額	700円 1,000円 1万4,000円 1万円 7,000円	
研修医指導手当	1 医師が臨床研修医(医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている医師をいう。)の指導に従事したとき。 指導医養成講習会修了者 その他の医師	担当臨床研修医1人当たりの日額	500円 300円	
公衆衛生活動	1 医療職給料表(1)の適用を受	日額	2,000円	

手当	ける職員が、他団体等の依頼に基づき健康診断、健康相談、予防接種、医療指導等に従事したとき（当該他団体等から報酬等（報酬その他いかなる名称であるかを問わず、当該健康診断、健康相談、予防接種、医療指導等の業務の対償として受ける全てのものをいう。）が支払われていない場合に限る。）。			
講演等講師手当	1 医師が、他団体等の依頼に基づき研修会、講演会等を行ったとき（当該他団体等から報酬等（報酬その他いかなる名称であるかを問わず、当該研修会、講演会等の業務の対償として受ける全てのものをいう。）が支払われていない場合に限る。）。	1 回	5, 0 0 0 円	
服薬指導業務手当	1 医療職給料表（2）の適用を受ける職員が服薬指導業務に従事したとき。	1 回	3 0 0 円	
栄養指導業務手当	1 医療職給料表（2）の適用を受ける職員が栄養指導業務に従事したとき。	1 回	2 0 0 円	
夜勤専従職員手当	1 夜勤専従職員として業務に従事した場合	月額	3 万円	
医師職務手当	1 院長	月額	2 0 万円	
	2 顧問	月額	2 0 万円	
	3 院長代理	月額	1 5 万円	
	4 副院長	月額	1 0 万円	
	5 診療部長	月額	7 万円	
待機業務手当	1 医師が正規の勤務時間外に、	1 回		

	緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。 病院外での待機の場合 病院内での待機の場合		2, 0 0 0 円 6, 0 0 0 円	
	2 医療職給料表（2）及び（3）の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。 病院外での待機の場合 病院内での待機の場合	1 回	1, 0 0 0 円 3, 0 0 0 円	
院外病院診療手当	医師が協定等に基づき、報酬等を受け取ることなく、本院以外の病院で診療（手術を含む。）に従事したとき。	日額	1 万円（当該従事した時間が4時間以上である場合にあっては、2万円）	
医師研究業務手当	1 院長、顧問、院長代理及び副院長	月額	4 8 万円	
	2 学卒後3年以上の医師	月額	1 8 万円	

3 職員が月額により定められた特殊勤務手当を受けることのできる勤務に従事した日数が、その月において11日未満である場合は、支給しない。

4 月額により定められた特殊勤務手当についてはその月の給料の支給日に、その他の特殊勤務手当についてはその月分を翌月の給料の支給日に支給する。

5 前各項に定めるもののほか、看護師又は准看護師の業務に従事する職員（休職給の支給を受けるものを含む。）に、月額1万2,000円（1週間当たりの通常の勤務時間が37時間30分未満の職員にあっては、9,000円）の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第2項の規定は、適用しない。

（時間外勤務手当）

第27条 勤務時間等規程第11条又は第12条の規定により、業務上の必要で、所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該日における所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（休日の時間外勤務の場合にあっては、100分の13

- 5) を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 2 前項に定める場合であって、所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間が深夜である職員には、当該深夜の時間について勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を前項に定める時間外勤務手当に加算して支給する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、業務上の必要により所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員であって、1給与期間内における所定勤務時間を超えて勤務した時間を合計した時間が60時間を超える職員には、当該60時間を超える時間について、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25（休日の時間外勤務の場合にあつては、100分の15）を乗じて得た額を前2項に定める時間外勤務手当に加算して支給する。
- 4 職員が勤務時間等規程第13条に定める代替休暇を取得する場合には、当該代替休暇の時間数を換算率で除した時間数については、前項に規定する時間外勤務手当の加算支給はしないものとする。ただし、取得する代替休暇の時間数に端数が生じる場合には、その端数の時間数については、前項により支給する。
- 5 給与期間内に時間外勤務を命ぜられた場合には、その命ぜられた時間に係る実績額を集計した額は、当該給与期間における給料の支給日の翌月の給料の支給日に支給する。
- 6 第1項の規定にかかわらず、第32条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、時間外勤務手当を支給しない。

（休日勤務手当）

- 第28条 勤務時間等規程第11条又は第12条の規定により、休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、夜勤専従職員にあつては勤務時間等規程第7条第4項に規定する休日をいい、勤務時間等規程第9条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する代休日を指定された日を含む。以下この条において同じ。）に業務上の必要により勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第9条の規定により代休を指定された職員については、所定勤務時間に対して勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。
- 3 前2項に定める場合であって、休日に勤務することを命ぜられた時間が深夜である職員には、当該深夜の時間について勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を前2項に定める休日勤務手当に加算して支給する。

4 給与期間内に休日勤務を命ぜられた場合には、その命ぜられた時間に係る実績額を集計した額は、当該給与期間における給料の支給日の翌月の給料の支給日に支給する。

5 第1項の規定にかかわらず、第32条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、休日勤務手当を支給しない。

(夜間勤務手当)

第29条 所定の勤務時間として深夜に勤務する職員には、深夜に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

2 給与期間内に深夜勤務を命ぜられた場合には、その命ぜられた時間に係る実績額を集計した額は、当該給与期間における給料の支給日の翌月の給料の支給日に支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、第32条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、夜間勤務手当を支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第30条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの所定勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年3月31日までの間における休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。第42条第1項において同じ。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

(1) 管理職手当

(2) 給料及び管理職手当に対する地域手当

(3) 特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）

(4) 初任給調整手当

2 特殊勤務手当（日額で定められているものに限る。）が支給される作業又は業務に該当する場合は、当該作業又は業務に係る勤務1時間当たりの給与額は、日額の特殊勤務手当の額を7時間45分で除して得た額を前項に定める額に加算した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、夜勤専従職員における前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び第1項各号に掲げる手当の月額の合計額を139.5で除して得た額とする。

(宿日直手当)

第31条 宿日直手当は、宿日直勤務（勤務時間等規程第6条第1項に規定する断続的な勤務をいう。以下同じ。）を命ぜられた職員に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（勤務時間が5時間未満の場合にあつては当該各号に定める

額に100分の50を乗じて得た額、勤務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては当該各号に定める額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 勤務時間等規程第6条第1項第1号に規定する勤務 4, 400円

(2) 勤務時間等規程第6条第1項第2号アに規定する勤務 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める額

ア 学卒後1年から3年未満の者 1万500円

イ 学卒後3年以上の者 2万1, 000円

(3) 勤務時間等規程第6条第1項第2号イからエまでに規定する勤務 6, 100円

3 宿日直勤務のうち常直的なもの(勤務時間等規程第6条第1項第2号アに規定する勤務に限る。)を命ぜられた職員には、その勤務に対して、月の1日から末日までの期間において、勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額2万2, 000円、勤務した日数がその期間の2分の1以下の場合にあっては月額1万1, 000円の宿日直手当を支給する。

4 宿日直勤務は、第27条から第29条までに規定する勤務には含まれないものとする。

5 給与期間内に宿日直勤務を命ぜられた場合には、その命ぜられた時間に係る実績額を集計した額は、当該給与期間における給料の支給日の翌月の給料の支給日に支給する。

(管理職手当)

第32条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき次の表の区分の欄に掲げる職にある職員(以下「管理職員」という。)に対して、それぞれ同表の手当額の欄に定める額を、月額として支給する。

区分		手当額
事務職給料表	部長	7万5, 000円
	次長	6万8, 000円
	看護専門学校長	6万円
	課長	5万4, 000円
	看護専門学校副学校長	
	看護専門学校事務局長	
(1) 医療職給料表	院長	14万円
	院長代理	13万円
	副院長	11万円
	診療部長	8万円

医療職給料表 (2)	部長	6万8,000円
	科長	4万5,000円
	副科長	4万円
医療職給料表 (3)	副院長	10万円
	部長	7万円
	副看護部長	5万円
	看護師長	4万5,000円

2 管理職員が月の1日から末日までの間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給しない。

3 第1項の管理職手当の支給を受ける職員が同項に定める他の職を兼ねるときは、その兼ねる職員として受けるべき管理職手当は支給しないものとする。

4 管理職手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

(管理職員特別勤務手当)

第33条 管理職員が臨時又は緊急の必要により休日（週休日の振替日及び勤務時間等規程第9条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する代休日を指定された日を含む。次項及び第38条第1項において「休日等」という。）に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる管理職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（勤務した時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

ア 医療職給料表（1）の適用を受ける5級の職員 1万2,000円

イ 医療職給料表（1）の適用を受ける4級の職員 1万円

ウ 事務職給料表若しくは医療職給料表（2）の適用を受ける7級の職員、医療職給料表（1）の適用を受ける3級の職員（管理職員に限る。）又は医療職給料表（3）の適用を受ける6級若しくは7級の職員 8,500円

エ 事務職給料表の適用を受ける6級の職員、医療職給料表（2）の適用を受ける5級若しくは6級の職員又は医療職給料表（3）の適用を受ける5級の職員 7,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる管理職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける5級の職員 6,000円

イ 医療職給料表(1)の適用を受ける4級の職員 5,000円

ウ 事務職給料表若しくは医療職給料表(2)の適用を受ける7級の職員、医療職給料表(1)の適用を受ける3級の職員(管理職員に限る。)又は医療職給料表(3)の適用を受ける6級若しくは7級の職員 4,300円

エ 事務職給料表の適用を受ける6級の職員、医療職給料表(2)の適用を受ける5級若しくは6級の職員又は医療職給料表(3)の適用を受ける5級の職員 3,500円

4 管理職員特別勤務手当は、当該給与期間における給料の支給日の翌月の給料の支給日に支給する。

(期末手当)

第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(第1号から第8号までに掲げる職員を除く。)に対して、6月1日を基準とする期末手当にあつては6月30日、12月1日を基準とする期末手当にあつては12月10日(これらの日が国民の祝日に関する法律に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日より前において、その日に最も近い日で当該休日又は日曜日若しくは土曜日でない日。以下この条及び次条においてこれらを「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた職員(第39条第7項の規定の適用を受ける職員及び第8号又は第9号に掲げる者を除く。)についても、同様とする。

(1) 無給休職者(職員就業規則第14条第1項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

(2) 刑事休職者(職員就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)

(3) 停職者(職員就業規則第39条又は第40条の規定により停職にされている職員をいう。)

(4) 専従休職者(労働組合の役員として専ら従事する場合において、職員就業規則第14条第1項第6号に掲げる事由に該当するものとして休職にされている職員をいう。)

(5) 無給出向職員(出向している職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

(6) 育児休業をしている職員のうち、第40条第2項第1号に規定する職員以外のもの

(7) 配偶者同行休業をしている職員

(8) その退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた日において、前各号のいずれかに該当

する職員であった者

(9) その退職後基準日までの間において、この規程の適用を受ける職員となった者

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた職員にあっては、退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第2項に規定する在職期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第1項第3号又は第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の期間の全部が子の出生の日から育児休業等規程第10条第1項に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の期間の全部が子の出生の日から育児休業等規程第10条第1項に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

(3) 育児短時間勤務（育児休業等規程第3条第3号に規定する育児短時間勤務をいう。

以下同じ。）をしている職員又は育児部分休業（育児休業等規程第3条第2号に規定する育児部分休業をいう。以下同じ。）をしている職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業等規程第31条の規定により読み替えられた第11条第2項に規定する算出率をいう。次条第5項第4号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(4) 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）又は第1項第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 第39条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間

イ 理事長が法人の業務に関連があるものとして特に認める機関の業務に従事することによる休職の期間のうち理事長が必要と定める期間

- 5 基準日前6月以内の期間において、第1項第9号に掲げる者がこの規程の適用を受ける職員となった場合は、その期間内において当該職員として在職した期間は、前項の在職期間に算入する。この場合において、在職期間の算定については、同項の規定を準用する。
- 6 次の各号に掲げる職員については、第3項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
 - (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける5級の職員 100分の20
 - (2) 事務職給料表の適用を受ける6級以上の職員、医療職給料表(1)の適用を受ける4級の職員又は医療職給料表(2)若しくは(3)の適用を受ける5級以上の職員 100分の15
 - (3) 事務職給料表の適用を受ける4級若しくは5級の職員、医療職給料表(1)の適用を受ける3級の職員又は医療職給料表(2)若しくは(3)の適用を受ける4級の職員 100分の10
 - (4) 事務職給料表の適用を受ける3級の職員、医療職給料表(1)の適用を受ける2級の職員又は医療職給料表(2)若しくは(3)の適用を受ける3級の職員 100分の5
- 7 次の各号のいずれかに該当するものには、前各項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
 - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第39条又は第40条の規定により懲戒解雇の処分を受けた職員
 - (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第17条(第1号又は第2号に係るものに限る。)の規定により解雇された職員
 - (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
 - (4) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、次項の規定により期末手当の支給を一時差し止められた者で、その在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 8 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日ま

で離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人の業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

9 理事長は、前項の規定による一時差止め（以下単に「一時差止め」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止めを解除しなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該一時差止めを受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを解除することが当該一時差止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止めを受けた者が当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
- (2) 一時差止めを受けた者について、当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
- (3) 一時差止めを受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

10 前項の規定は、理事長が、一時差止め後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止めを解除することを妨げるものではない。

11 第7項から前項まで（これらの規定を次条第8項及び第39条第8項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。

12 第1項第9号に掲げる者がこの規程の適用を受ける職員となった場合は、当該職員として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（第1号から第3号までに掲げる職員を除く。）に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた職員（第4号又は第5号に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

- （1）休職にされている者（前条第4項第4号アの休職者を除く。）
- （2）前条第1条第3号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当する者
- （3）育児休業をしている職員のうち、第40条第2項第2号に規定する職員以外のもの
- （4）その退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた日において、前3号のいずれかに該当する職員であった者
- （5）その退職後基準日までの間において、この規程の適用を受ける職員となった者

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、支給割合（期間率（基準日以前6月以内の期間における次の各号に掲げる職員の勤務期間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合をいう。以下同じ。）に成績率（第4項に定める職員の勤務成績による割合をいう。）を乗じて得た割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた職員にあっては、退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

- （1）6月 100分の100
- （2）5月15日以上6月未満 100分の95
- （3）5月以上5月15日未満 100分の90
- （4）4月15日以上5月未満 100分の80
- （5）4月以上4月15日未満 100分の70
- （6）3月15日以上4月未満 100分の60
- （7）3月以上3月15日未満 100分の50
- （8）2月15日以上3月未満 100分の40
- （9）2月以上2月15日未満 100分の30
- （10）1月15日以上2月未満 100分の20
- （11）1月以上1月15日未満 100分の15
- （12）15日以上1月未満 100分の10
- （13）15日未満 100分の5

(14) 0 0

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 職員の勤務成績は、理事長が別に定めるところにより、5段階で評価するものとし、第2項の成績率は、次の各号に掲げる勤務成績の評価の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合とする。

(1) 最上位の評価 100分の110

(2) 上位の評価 100分の105

(3) 普通の評価 100分の100

(4) 下位の評価 100分の95

(5) 最下位の評価 100分の90

5 第2項に規定する勤務期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 前条第1項第3号又は第4号に掲げる職員又は同項第7号に掲げる職員として在職した期間

(2) 育児休業（前条第4項第2号ア又はイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（前条第4項ア又はイに掲げる期間を除く。）

(4) 育児短時間勤務職員（育児短時間勤務をしている職員をいう。）として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

(5) 第38条の規定により給与を減額された期間

(6) 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から、休日（勤務時間等規程第9条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する代休日を指定された日及び勤務時間等規程第13条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する代替休暇を与えられた日を含む。次号において「休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、理事長が別に定める期間を除く。

(7) 介護休業（育児休業等規程第3条第4号に規定する介護休業をいう。以下同じ。）により勤務しなかった期間から休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(8) 介護部分休業（育児休業等規程第3条第7号に規定する介護部分休業をいう。以下同じ。）により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全

期間

(9) 育児部分休業により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(10) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

6 前条第5項前段の規定は、前項に規定するこの規程の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。この場合において、当該期間の算定については、前項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

7 前条第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「第3項」とあるのは「第35条第2項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

8 前各項の規定にかかわらず、勤勉手当の不支給又は一時差止めに係る事項については、前条第7項から第10項までの規定を準用する。

(初任給調整手当)

第36条 薬剤科に配属されている薬剤師には、薬剤師の免許を取得した日の属する年(以下この条において「免許取得年」という。)から、当該免許取得年から12年目に当たる年までの期間において、次の表の左欄に掲げる年の各月において、同表の右欄に定める月額の初任給調整手当を支給する。

免許取得年	4万円
免許取得年から2年目に当たる年	3万7,000円
免許取得年から3年目に当たる年	3万4,000円
免許取得年から4年目に当たる年	3万1,000円
免許取得年から5年目に当たる年	2万6,000円
免許取得年から6年目に当たる年	2万3,000円
免許取得年から7年目に当たる年	2万円
免許取得年から8年目に当たる年	1万7,000円
免許取得年から9年目に当たる年	1万4,000円
免許取得年から10年目に当たる年	1万1,000円
免許取得年から11年目に当たる年	8,000円
免許取得年から12年目に当たる年	5,000円

2 初任給調整手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

(職員紹介手当)

第37条 職員(看護師に限る。第3項及び第4項において同じ。)の採用に係る応募の資

格を有する者（次の各号のいずれにも該当する者に限る。）を法人に紹介した職員（以下この条において「紹介職員」という。）には、その者（以下この条において「紹介採用職員」という。）が採用に至り、当該採用の日から起算して6月を経過する日まで（この期間内に病気休暇その他の理由により実際に勤務できない期間がある場合にあっては、当該採用の日から起算して、6月に当該期間を加算した期間を経過する日まで）在職している場合において、別に定めるところにより、紹介採用職員1人につき、10万円の職員紹介手当を支給する。ただし、1の年度において、職員紹介手当の支給の対象となる紹介は、3回を超えることができない。

- （1）職員紹介手当の支給の対象となる紹介をこれまで受けたことがないこと。
- （2）名張市立看護専門学校を卒業した者である場合にあっては、卒業の日の属する年度の翌年度の採用であること。
- 2 前項本文の場合において、紹介採用職員にも、10万円の職員紹介手当を支給する。
- 3 職員紹介手当の支給は、優秀な職員の採用及び長期安定的な雇用を図ることを目的として実施するものであり、第1項本文の規定による紹介は、法人の業務とする。
- 4 前3項の規定は、法人が成立する前の期間（令和7年4月1日から同年9月30日までに限る。）における職員の採用にも適用することとする。この場合において、第1項中「法人」とあるのは、「名張市」とする。

（給与の減額）

- 第38条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第13条に規定する代替休暇である場合、休日等である場合、年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長が承認を与えた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 前項の場合において、減額の基礎となる時間数は、その給与期間内における勤務しなかった総時間数（その総時間数に1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てた時間数）とする。

（休職者の給与）

- 第39条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する
- 2 前項の場合を除き、職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下「給料等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事

由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料等のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が職員就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第14条第1項第3号又は第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料等のそれぞれ100分の70以内（当該職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 6 職員が職員就業規則第14条第1項第5号又は第6号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、前各項との均衡を考慮し、給料等のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。ただし、職員が労働組合の役員として専ら従事する場合において、同項第6号に掲げる事由に該当するものとして休職にされたときは、いかなる給与も支給せず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入しないこととする。
- 7 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第34条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、死亡し、又は出向を命ぜられたときは、同項に規定する支給日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第34条第7項から第10項までの規定を準用する。

（育児休業等の給与）

第40条 育児休業をした職員には、その育児休業の期間中、給与を支給しない。

- 2 育児休業をしている職員のうち、次に掲げる職員に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

- （1）第34条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員
- （2）第35条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員

- 3 育児部分休業をした職員には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条に規定する1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休業等の給与）

第41条 介護休業又は介護部分休業をした職員には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条に規定する1時間当たりの給与額を減額して給与を支

給する。

(修学部分休業等の給与)

第42条 勤務時間等規程第25条第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの所定勤務時間に52を乗じたもの（夜勤専従職員以外の職員にあつては、その額を1週間当たりの所定勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年3月31日までの間における休日の日数の合計に7時間45分を乗じて得た時間を減じたもの）で除して得た額を減額して給与を支給する。

2 勤務時間等規程第26条第1項の規定による配偶者同行休業の承認を受けて勤務しない場合には、その期間中、給与を支給しない。

(端数計算)

第43条 第27条から第29条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合及び第38条の規定により勤務しない1時間につき減額する給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

2 別に定めがある場合を除き、この規程の規定により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の改定)

第44条 給与は、法人の業務の実績及び社会一般の情勢に応じて、改定することがある。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において名張市の職員であつて、引き続き法人の職員となったもの（以下「承継職員」という。）に適用する給料表は、当該承継職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に掲げる職員の給与に関する条例（昭和32年名張市条例第3号）の給料表に対応する右欄に定めるこの規程の給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表

医療職給料表（１）	医療職給料表（１）
医療職給料表（２）	医療職給料表（２）
医療職給料表（３）	医療職給料表（３）

- 3 承継職員の施行日における新給料表（前項の規定により施行日において適用を受けることとなる給料表をいう。次項において同じ。）に基づく職務の級（附則第５項において「新級」という。）は、当該承継職員が施行日の前日に適用を受けていた旧給料表（施行日の前日において適用を受けていた前項の表の左欄に掲げる給料表をいう。次項において同じ。）に基づく職務の級（附則第５項において「旧級」という。）に対応する職務の級とする。
- 4 前項の規定により職務の級を定められる承継職員の施行日における号給は、旧給料表に基づき施行日の前日においてその承継職員が受けていた号給に対応する新給料表における号給とする。
- 5 施行日後の級及び号給の決定に当たっては、名張市職員としての在職期間等を勘案するものとし、旧級の号給を受けていた期間は、新級の号給を受ける期間に通算する。
- 6 この規程の施行前に、名張市の条例、規則その他の規程の規定により承継職員に対しなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなし、その期間は通算する。

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

- 7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（附則第９項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第８条第４項の規定により当該職員の属する職務の級及び第９条から第１１条までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。
- 8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
 - （１）職員就業規則第１３条第２項ただし書の規定により同項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務をさせることとされた職員
 - （２）職員就業規則第２０条第３項の規定により同項に規定する職務に従事する期間（同条第４項の規定により延長された期間を含む。）を延長された前号の管理監督職を占める職員
 - （３）医師
- 9 職員就業規則第１３条第２項本文の規定による降任をされた職員であって、当該降任をされた日（以下この項及び附則第７項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第７項の規定により当該職員

の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（異動日から特定日までの間に降格をした職員その他この項の規定により難い特別な事情があると理事長が認める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第7項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

14 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（令和8年1月1日における昇給）

15 第11条の規定にかかわらず、令和8年1月1日の昇給については、同条の規定に相当する名張市の条例、規則その他規程の規定の例によるものとする。

（令和7年度における扶養手当の支給割合）

16 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における第13条の規定の適用については、同条第2項中「（5）重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和7年度における地域手当の支給割合)

17 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における第16条第1項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。

(管理職手当に関する経過措置)

18 第32条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員（医療職給料表（2）の適用を受けていたものに限る。）であって、施行日に科長となったものの管理職手当の取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、同項の規定に基づく科長の管理職手当を支給すべきであると理事長が特に認めた者については、この限りでない。

(1) 施行日の前日において副室長であった職員 第32条第1項の規定に基づく副科長の管理職手当を支給する。

(2) 施行日の前日において主任であった職員 第32条第1項の規定に基づく管理職手当を支給しない。

(令和7年12月及び令和8年6月に支給する勤勉手当の成績率)

19 第35条第4項の規定にかかわらず、令和7年12月及び令和8年6月に支給する勤勉手当の成績率については、同項の規定に相当する名張市の条例、規則その他規程の規定の例によるものとする。

別表第1（第8条関係）

事務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500

7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300

41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		

75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		
85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200		
86	256, 000	297, 100	346, 000				
87	256, 300	297, 400	346, 400				
88	256, 600	297, 700	346, 800				
89	256, 900	298, 000	347, 000				
90	257, 200	298, 300	347, 400				
91	257, 500	298, 600	347, 800				
92	257, 800	299, 000	348, 200				
93	258, 100	299, 200	348, 400				
94		299, 400	348, 800				
95		299, 700	349, 200				
96		300, 100	349, 500				
97		300, 300	349, 800				
98		300, 600	350, 200				
99		301, 000	350, 600				
100		301, 400	351, 000				
101		301, 600	351, 500				
102		301, 900	351, 900				
103		302, 200	352, 300				
104		302, 500	352, 700				
105		302, 700	353, 200				
106		303, 000	353, 600				
107		303, 300	353, 900				
108		303, 600	354, 200				

109		303, 800	354, 700				
110		304, 200					
111		304, 600					
112		304, 900					
113		305, 100					
114		305, 300					
115		305, 600					
116		306, 000					
117		306, 200					
118		306, 400					
119		306, 700					
120		307, 000					
121		307, 400					
122		307, 600					
123		307, 900					
124		308, 200					
125		308, 500					

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、有期雇用職員を除く。

別表第2（第8条関係）

ア 医療職給料表（1）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	291, 400	400, 300	455, 100	549, 800	596, 100
2	293, 700	403, 000	457, 100	555, 900	602, 100
3	296, 000	405, 600	459, 000	561, 200	607, 400
4	298, 200	408, 100	460, 900	566, 100	611, 900
5	300, 300	410, 500	462, 300	570, 500	615, 900
6	303, 800	412, 700	464, 100	574, 800	619, 400
7	307, 300	414, 800	465, 900	578, 400	622, 400
8	310, 700	416, 900	467, 700	581, 400	625, 200
9	314, 100	419, 000	469, 500	583, 900	
10	317, 600	420, 500	471, 300	586, 200	

11	321, 000	422, 000	473, 100
12	324, 400	423, 500	474, 900
13	327, 800	424, 900	476, 700
14	331, 300	426, 400	478, 500
15	334, 700	427, 900	480, 300
16	338, 100	429, 300	482, 100
17	341, 500	430, 700	483, 900
18	344, 600	432, 200	485, 800
19	347, 700	433, 700	487, 700
20	350, 800	435, 100	489, 600
21	354, 000	436, 500	491, 500
22	357, 100	438, 000	493, 200
23	360, 200	439, 500	495, 000
24	363, 200	440, 900	496, 800
25	366, 200	442, 300	498, 400
26	368, 500	443, 700	500, 200
27	370, 800	445, 100	502, 000
28	373, 000	446, 500	503, 600
29	374, 900	447, 900	505, 000
30	376, 600	449, 300	506, 700
31	378, 300	450, 700	508, 500
32	380, 100	452, 100	510, 200
33	381, 900	453, 500	511, 700
34	383, 700	454, 900	513, 000
35	385, 300	456, 300	514, 300
36	386, 700	457, 700	515, 600
37	388, 100	459, 100	516, 600
38	389, 600	460, 800	517, 900
39	391, 100	462, 400	519, 200
40	392, 600	464, 000	520, 500
41	394, 100	465, 600	521, 500
42	394, 800	466, 800	522, 300
43	395, 400	468, 000	523, 100
44	396, 100	469, 100	523, 900

45	397, 000	470, 100	524, 800
46	397, 600	471, 100	525, 600
47	398, 200	472, 000	526, 400
48	398, 800	472, 800	527, 100
49	399, 400	473, 500	527, 900
50	399, 900	474, 200	528, 700
51	400, 400	474, 900	529, 400
52	400, 900	475, 500	530, 300
53	401, 400	476, 200	531, 200
54	401, 800	476, 900	532, 000
55	402, 200	477, 500	532, 900
56	402, 600	478, 100	533, 800
57	403, 000	478, 400	534, 600
58	403, 400	479, 000	535, 500
59	403, 800	479, 700	536, 400
60	404, 200	480, 400	537, 100
61	404, 600	480, 800	537, 900
62	405, 000	481, 400	538, 800
63	405, 400	482, 100	539, 700
64	405, 800	482, 800	540, 600
65	406, 100	483, 200	541, 400
66		483, 800	542, 300
67		484, 400	543, 200
68		484, 900	544, 100
69		485, 400	544, 900
70		485, 900	545, 800
71		486, 400	546, 700
72		486, 900	547, 600
73		487, 300	548, 400
74		487, 800	
75		488, 200	
76		488, 700	
77		489, 200	
78		489, 800	

79		490,400			
80		490,800			
81		491,300			
82		491,900			
83		492,500			
84		493,000			
85		493,500			

備考 この表は、医師に適用する。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300

24	227, 600	254, 000	281, 600	303, 800	349, 400	397, 300	445, 000
25	228, 500	254, 800	282, 400	305, 000	350, 900	398, 400	445, 500
26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200	352, 400	399, 500	445, 900
27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900	400, 600	446, 300
28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300	401, 700	446, 700
29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700	402, 500	447, 100
30	233, 000	258, 800	286, 900	311, 000	358, 300	403, 300	447, 500
31	233, 900	259, 600	287, 900	312, 200	359, 800	404, 100	447, 900
32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300	404, 900	448, 200
33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500	405, 300	448, 500
34	236, 400	262, 000	291, 000	315, 700	363, 600	405, 900	448, 900
35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400	449, 200
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800	449, 500
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200	449, 800
38	239, 600	265, 200	295, 000	320, 600	367, 700	407, 400	
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700	
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408, 000	
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300	
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371, 800	408, 600	
43	243, 000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900	
44	243, 500	270, 000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200	
45	244, 000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400	
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700	
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410, 000	
48	245, 500	273, 100	305, 800	331, 600	377, 000	410, 300	
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500	
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410, 800	
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100	
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400	
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411, 600	
54	248, 000	277, 400	312, 200	336, 800	381, 000		
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700		
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300		
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700		

58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400
61	250, 100	282, 100	319, 000	341, 100	384, 800
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800
64	251, 000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900
66	251, 600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600
71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391, 800
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200
77	254, 500	291, 600	328, 100	349, 600	392, 600
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900	
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100	
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400	
81	255, 500	292, 800	330, 000	350, 900	
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200	
83	256, 100	293, 400	330, 600	351, 500	
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800	
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200	
86		294, 100	331, 700	352, 500	
87		294, 300	332, 000	352, 800	
88		294, 500	332, 300	353, 100	
89		294, 900	332, 600	353, 500	
90		295, 100	332, 800	353, 800	
91		295, 300	333, 200	354, 100	

92		295,500	333,500	354,400			
93		295,900	333,700	354,700			
94		296,100	334,000	355,100			
95		296,300	334,300	355,500			
96		296,600	334,600	355,900			
97		296,900	334,800	356,400			
98		297,100	335,100	356,800			
99		297,300	335,400	357,200			
100		297,600	335,600	357,600			
101		297,900	335,800	358,100			
102		298,100	336,000				
103		298,300	336,400				
104		298,600	336,600				
105		298,900	336,800				
106			337,200				
107			337,600				
108			338,000				
109			338,200				

備考 この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士に適用する。

ウ 医療職給料表（３）

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000	416,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700	418,500
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400	420,700
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100	422,800
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900	424,700
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900	426,600
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900	428,400
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900	430,300
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600	432,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700	433,600

11	225, 800	255, 400	286, 800	300, 800	330, 300	380, 800	435, 300
12	227, 700	256, 300	287, 300	301, 300	331, 400	382, 800	436, 900
13	229, 600	257, 100	287, 800	301, 800	332, 500	384, 700	438, 200
14	231, 600	257, 800	288, 300	302, 500	333, 700	386, 300	439, 500
15	233, 600	258, 500	288, 800	303, 200	334, 800	388, 100	441, 100
16	235, 600	259, 400	289, 300	303, 900	335, 900	389, 900	442, 600
17	237, 600	260, 500	289, 800	304, 600	337, 000	391, 600	444, 300
18	239, 600	261, 600	290, 300	305, 500	338, 200	393, 300	445, 900
19	241, 700	262, 700	290, 800	306, 400	339, 300	395, 200	447, 300
20	243, 700	263, 800	291, 300	307, 300	340, 400	396, 900	448, 700
21	245, 600	264, 900	291, 800	308, 100	341, 500	398, 600	449, 800
22	246, 800	266, 000	292, 300	309, 000	342, 700	400, 300	451, 100
23	248, 000	267, 100	292, 800	309, 900	343, 800	402, 100	452, 400
24	249, 100	268, 200	293, 300	310, 800	344, 900	403, 800	453, 800
25	250, 200	269, 200	293, 800	311, 600	346, 000	405, 400	454, 800
26	251, 100	270, 300	294, 400	312, 500	347, 300	407, 100	455, 500
27	252, 000	271, 400	295, 200	313, 400	348, 600	408, 900	456, 300
28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900	410, 700	456, 900
29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100	412, 200	457, 800
30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600	413, 700	458, 500
31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100	415, 200	459, 300
32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600	416, 500	460, 100
33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600	460, 800
34	257, 500	276, 800	300, 600	320, 600	358, 300	418, 700	461, 500
35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800	462, 200
36	259, 000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421, 000	463, 000
37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800
38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600
39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300
40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900	
43	264, 800	281, 300	308, 000	330, 300	370, 200	429, 000	
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100	

45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373, 000	431, 100
46	267, 100	282, 800	310, 800	333, 300	374, 200	431, 600
47	267, 800	283, 300	311, 800	334, 300	375, 300	432, 200
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432, 600
49	269, 000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700
51	270, 000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381, 000	435, 100
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800	
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500	
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100	
61	274, 200	291, 300	325, 000	350, 000	386, 700	
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300	
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000	
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600	
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300	
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800	
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400	
68	277, 000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900	
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300	
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900	
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400	
72	278, 800	300, 700	336, 400	361, 600	392, 700	
73	279, 200	301, 600	337, 500	362, 300	393, 000	
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500	
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900	
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200	
77	281, 400	305, 100	342, 000	365, 200	394, 500	
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000	

79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500
80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100
84	285, 100	311, 100	349, 000	368, 800	397, 500
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200	
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700	
89	287, 600	315, 800	352, 900	371, 000	
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500	
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900	
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200	
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800	
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300	
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800	
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300	
97	292, 000	322, 200	356, 900	374, 900	
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400	
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900	
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300	
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900	
102	294, 500	324, 700	359, 000	377, 400	
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900	
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400	
105	295, 800	326, 200	360, 100	379, 000	
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400	
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900	
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400	
109	297, 300	328, 100	362, 100	381, 000	
110	297, 600	328, 500	362, 600		
111	297, 800	328, 800	363, 100		
112	298, 100	329, 100	363, 500		

113	298, 400	329, 400	363, 900				
114	298, 600	329, 800	364, 300				
115	298, 900	330, 100	364, 800				
116	299, 100	330, 400	365, 300				
117	299, 400	330, 600	365, 700				
118	299, 700	330, 900	366, 200				
119	300, 000	331, 200	366, 700				
120	300, 300	331, 400	367, 200				
121	300, 600	331, 600	367, 500				
122	301, 000	331, 900					
123	301, 300	332, 200					
124	301, 600	332, 500					
125	301, 800	332, 700					
126	302, 000	333, 000					
127	302, 300	333, 400					
128	302, 700	333, 600					
129	302, 900	333, 800					
130	303, 200	334, 000					
131	303, 600	334, 400					
132	304, 000	334, 600					
133	304, 200	334, 900					
134	304, 500	335, 300					
135	304, 800	335, 700					
136	305, 100	336, 100					
137	305, 300	336, 400					
138	305, 600	336, 800					
139	305, 900	337, 200					
140	306, 200	337, 600					
141	306, 400	337, 900					
142	306, 800	338, 300					
143	307, 200	338, 600					
144	307, 500	339, 000					
145	307, 700	339, 300					
146	307, 900	339, 700					

147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3（第8条関係）

級別基準職務表

ア 事務職給料表に係る級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	主任（特に高度な知識又は経験を必要とする業務であって、困難なも

	のを行うほか、課長の命を受け、担任事務に関し、課員の指揮監督等を行うことにより、当該担任事務を遂行する者をいう。)の職務
5 級	課長補佐（特に高度な知識又は経験を必要とする業務であつて、特に困難なものを行うほか、課長の命を受け、担任事務に関し、課員の指揮監督等を行うことにより、当該担任事務を遂行し、及び課長を補佐する者をいう。）の職務
6 級	1 課長の職務 2 看護専門学校副学校長の職務
7 級	1 部長及び次長の職務 2 看護専門学校長の職務 3 看護専門学校事務局長の職務

イ 医療職給料表（１）に係る級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務
3 級	1 診療部長及び副診療部長の職務 2 特に高度な知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務
4 級	副院長の職務
5 級	院長の職務

ウ 医療職給料表（２）に係る級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務
3 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 特に困難な業務を行う管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務
4 級	主任の職務
5 級	科長及び副科長の職務

6 級	1 部長の職務 2 困難な業務を行う科長の職務
7 級	副院長の職務

エ 医療職給料表（３）に係る級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 看護師、助産師及び保健師の職務 2 相当の経験を必要とする准看護師の職務
3 級	困難な業務を行う看護師、助産師及び保健師の職務
4 級	主任看護師の職務
5 級	1 副看護部長の職務 2 看護師長の職務
6 級	部長の職務
7 級	副院長の職務